

三好市物品購入契約約款(令和2年三好市告示第50号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第23条 発注者は、物品の引渡し完了するまでの間は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。</p>	<p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第23条 発注者は、物品の引渡し完了するまでの間は、次条又は第25条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 受注者が、この契約に関して次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。</p>

ロ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

ハ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1若しくは第95条第1項第1号の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(受注者の損害賠償請求権等)

第33条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第24条又は第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 略

3 第17条第2項(第18条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

ロ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

ハ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1若しくは第95条第1項第1号の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(受注者の損害賠償請求権等)

第33条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 略

2 第17条第2項(第18条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。